

平成 26 年 5 月 23 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730001

研究課題名(和文) グローバルな行政概念の再検討

研究課題名(英文) Revisiting the Concept of Global Administration

研究代表者

郭 舜 (Kaku, Shun)

北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：30431802

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、公共性概念を基礎として国際社会における「行政」を構造的に分析し、一般理論を構築することであった。さまざまな国際関心事項を共有し、組織化の度合いを深めている現代国際社会においては、国際公共事務を運営し管理する営み(地球的統治)としての行政の概念を核として、国家や国際組織などによる国際的な活動を理論的に分析することが必要とされている。本研究では、平等概念には包摂・還元されない財の供給の問題として公共性の概念を捉え直し、財の公共的な供給・分配の構造を総合的に分析することにより、国際社会における公共財供給に関わる活動を行政概念に基づいて統一的に把握し、その構造が明らかとされた。

研究成果の概要(英文)：The purpose of the research project was to establish a general theory of administration at the international/global level by exploring its distinctive structure connected with its public nature. The project revealed the normative hierarchical structure in decision making on the provision of public goods, involving both international and domestic levels, and proposed certain principled constraints on it.

研究分野：法哲学・国際法

科研費の分科・細目：基礎法学

キーワード：地球的統治 国際行政 国際公共性

1. 研究開始当初の背景

現代国際社会におけるさまざまな結びつきの緊密化と、それによる地球的統治の語に代表される普遍的な社会管理に対する関心の高まりから、今日、国際社会における行政概念の理論化を図ることは喫緊の学問的課題である。

分権的な国際社会においてはとりわけ、一方的な行動に公共的な性格を認めざるをえない場合が見られる。このような観点から、研究代表者はこれまで国際社会における公共性を理論的・実証的に解明してきた。これを基礎としてさらに発展させ、国際社会を管理する活動を「行政」としてみた場合に、その特質が最もよく見えるのではないかという仮説が立てられた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、公共性概念を基礎として国際社会における「行政」(administration, Verwaltung)を構造的に分析し、一般理論を構築することであった。さまざまな国際関心事項を共有し、組織化の度合いを深めている現代国際社会においては、国際公共事務を運営し管理する営み(地球的統治)としての行政の概念を核として、国家や国際組織などによる国際的な活動を理論的に分析することがますます必要とされている。このような学問的課題に取り組むため、本研究では近年、法哲学において活発に議論されている公共性概念を基礎としつつ、その発展的応用を図ることとした。具体的には、分配に関わる正義に包摂・還元されない財の供給の問題として公共性の概念を捉え直し、財の公共的な供給・分配の構造を総合的に分析することにより、国際社会における公共財供給に関わる活動を行政概念に基づいて統一的に把握し、その構造を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究計画の大きな柱は、(1)公共性概念を基礎とした「行政」概念に関する法哲学・政治哲学的関心からの原理的考察、および(2)国際社会において国際公共事務が実際にいかにして担われているかについての実証的研究の二つであり、その上に理論的総合・検証作業を行った。(1)の原理的考察においては、国内行政法学・行政学の成果にも目を配る必要があるが、その際、日本法学がヨーロッパ大陸法と英米法の双方から影響を受けているという特質を活かすこととした。(2)の実証作業においては地球的行政法や地球的統治などに関する先行研究の成果を踏まえて、国際公共事務の所在を明らかにしつつ研究を進めることとした。

研究期間を3期に分け、第1期においては仮説的な理論モデルの構築を主な目標とし、第2期はその成果を積極的に発信してフィードバックを得ることとし、第3期においてはこれを糧として精緻化され補強された総合的

理論モデルの公表、さらに英文での成果発表を行うこととした。

4. 研究成果

研究計画に従って研究を進め、文献・資料の収集・検討を行った。成果は、日本法哲学会2012年度年次大会をはじめとする国内外の学会等において口頭で報告し、また『論究ジュリスト』7号掲載の論文をはじめ、日本語・英語で雑誌論文・共著図書などとして発表した。本研究の具体的成果は次の3点に集約される。(1)グローバルな行政の概念をどのように捉えるべきかについてモデルを示した。(2)グローバルな行政活動の制約原理を具体的に導いた。(3)グローバルな行政を支える法秩序像についての展望を示した。

(1)グローバルな行政の概念

統治を立法・司法・行政の三権によって捉えるならば、国内社会との違いがあるとはいえ、今日、地球規模において立法・司法類似の働きが見られることには大きな異論はないだろう。多数国間条約などを通じた地球規模の規範定立の試みがあり、また国際司法裁判所をはじめとする司法機関・紛争解決機関が多数設立されている。これに対して、地球規模の行政が観念しうるか否かについては一致した見方はない。しかし、地球規模で定立された規範が実行に移される局面というものは存在するはずである。この局面に関わる活動を「行政」として捉えたとき、そこには次のような特徴が見られる。

まず、行政の目的は公共的決定に基づく公共事務の遂行にあるが、これは行政が権限行使を通じた事実の創出・維持と結び付いていることを意味する。さまざまな財やサービスの提供のためには、権限が定まっているだけでなくその行使を通じて事実行が導かれる必要がある。つまり、行政は公共的決定によって定式化され制度化された公共事務が、事実の平面において実現される過程として捉えることができる。立法やそれに相当する抽象的な規範定立(これは公共事務を定式化・制度化する公共的決定のレベルに位置する)とも異なるし、具体的な権利義務の確定に関わる司法とも異なる。これらはいずれも規範の平面における活動だからである。これは、例えば武力行使による平和の実現や人権侵害の防止、あるいは国内的措置を通じた環境汚染物質の排出防止など、幅広い活動を含みうる。

また、行政は公共的決定によって正統性を与えられている。公共的決定は、一方では社会が追求すべき実体的価値の選択の上に公共事務の内容を定め、他方では公共事務の遂行に必要な制度・組織を決める。正解が指定されうる司法的正義の追求とは異なり、行政の各段階においては目的実現のための手段の選択や適用対象の決定の問題が生ずる。公共的決定により公共事務の必要性が承認されていることから、公共的主体のそうした選択・決

定には、公共的決定の枠内にあるかぎりにおいて一定の優先性が与えられる。地球規模の公共的決定の典型は国際社会の一般利益を目的とする多数国間条約である。国連憲章や国連海洋法条約、地球温暖化防止条約が挙げられる。これらによって体现される公共的決定はさらに国際組織・機関の決定や議定書などによって補完され、各国家の判断の下で国内的な措置がとられる。

さらに、行政に対応する法秩序にも特徴が見られる。端的にいえば、行政活動は公法秩序を通じてなされる。公法秩序は、法主体の個別的な意思による個別的な権利義務の設定を通じた秩序形成がなされる私法秩序と対置される。法主体の個別的な意思によらず、一律の普遍的な権利義務が予め測定され、それを通じて目的とされる事実状態が実現される。そこで、公共的主体に対して与えられる権利は義務を伴う権限であり、その行使は公共的決定に基づく制約を受ける。

地球規模の行政の担い手はさまざまである。普遍的あるいはそれに準ずる国際組織は、設立文書により地球規模の公共的決定の下に活動が位置づけられ、その目的や組織が設定される。しかし、国際組織が直接事実平面上において目的を実現することは稀であり（国連事務総長の周旋など）、多くは国家の行為を必要とする。また、多数国間条約による公共的決定に基づいて、国際組織を介さず国家が行政的役割を担うことも少なくない。この他、非政府組織（NGO）なども行政の担い手となりうる。

(2) グローバルな行政活動の制約原理

上記においてすでに一部表れているように、地球規模の行政活動には一定の制約原理が課される。まず、行政の根拠は公共的決定を通じた公共事務の必要性・正統性に対する社会的承認に置かれており、そこから行政の原理に基づく一般的制約が課せられる。まず、実体的制約として、公共的決定によって定式化された公共事務の枠内で実施されなければならない。多数国間条約をはじめとして、地球規模の公共的決定の多くは必ずしも十分特定の公共事務の定式化を行ってはいない。したがって、国家や国際組織などの公共的主体には比較的広い裁量が委ねられることになる。しかし、そこで与えられている権限はあくまでも定式化された公共事務を目的とするものでなければならず、争いがある場合にはそれに基づいた正当化が必要とされる。同時に、手続的制約として、公共的決定によって設けられた制度的枠組み、とりわけ権限分配から逸脱してはならず、権限は適正に行使されなければならない。国家間あるいは国際機関間などの関係は、例えば元となる条約枠組みに照らして判断される必要があり、権限行使による実効的目的追求にも配慮が要求される。

このような国内行政と共通の制約原理とは別に、地球規模の行政活動には各国国内の民

主主義や法の支配からの制約が課せられる。国家、とりわけ国家機関の一つとしての行政機関は、地球規模の公共事務の遂行に幅広く関わる。他方、行政機関は当然、国内の民主主義的統制に服し、法の支配の下に置かれなければならない。地球規模の公共性には価値的な訴求力が備わっており、また地球規模の公共的決定に至る過程では行政機関が主導的役割を果たすことに鑑みると、地球規模の行政の一環として行政機関が活動する場合には、民主主義的統制や法の支配が蔑ろにされるのではないかという危惧が生ずる。しかし、地球規模の公共性を市民に対して主張するのであれば、民主主義や法の支配を通じた市民の公共的決定への主体的参加の契機を尊重することが要求される。

(3) グローバルな行政を支える法秩序像

行政がもはや一国の枠内でのみ行われるものではなく、国境を超えた広がりの中で多様な主体によって担われるものだとすれば、それを根拠付け規律する法の枠組みも国内法を超えた多層的な広がりを持つ。それをどのような構造を持ったものとして捉えるかが、重要な課題となる。

各国の国内法を自己完結性を持ったものとして捉えることはできないとすれば、地球規模の法秩序を複数の自己完結的な国内法秩序、およびそれとは独立の国際法秩序から成るものとして理解することは意味をなさない。それに代わる理解として有力なのは、地球規模の法秩序を共有された上位の価値によって統合されたものとする立憲主義的な法秩序像と、階層関係にはない複数の法秩序が相互に調整し合う関係にあると考える多元主義的な法秩序像である。

立憲主義的な法秩序像をとる場合には、実定国際法をはじめとする地球的な規範に体现された基本的な価値・原理によって各国内法が統制され、統合が進んでいくものと理解されることになる。しかし、国内の法・政治過程における民主主義・法の支配の価値に照らせば、そのようにして国内法が下位に位置づけられ、地球規模の公共的価値実現の下請けを担うものとされることは、規範的な正当化が困難である。したがって、多元主義的な法秩序像が適当であると考えられるが、それが単なる押し合い圧し合いによる暫定協定とならないために、正義理念を基底に据えることが必要である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

1. 郭舜「グローバル化の中の立法システム—国内法過程から見た国際法定立過程」西原博史編『立法学のフロンティア 第2巻』（ナカニシヤ出版、2014年刊行予定）（査読無）

<http://researchmap.jp/read0134982/>

2. 郭舜「条約の実施という視点の意味するもの」『論究ジュリスト』7号、100-106頁(2013年)(査読無)

3. 郭舜「国境を超える正義と国際法」『法哲学年報2012』38-56頁(2013年)(査読無)

4. KAKU Shun, “International Law: A Relief or a Threat to Domestic Law?”, AsianSIL Working Paper 2012/4, pp.1-17 (2012年)(査読有)

5. 郭舜「国際法の正統性に関する予備的考察」『法の理論』31号、149-176頁(2012年)(査読無)

6. 郭舜「国際法判例研究—コソヴォに係る一方的独立宣言の国際法適合性事件(国際司法裁判所勧告的意見・2010年7月22日)」『北大法学論集』62巻1号、182[63]-158[87]頁(2011年)(査読無)

〔学会発表〕(計6件)

1. KAKU Shun, “Is Unilateral Humanitarian Intervention Justified? An Argument from the Institutional Aspect of Justice”, 26th World Congress of Philosophy of Law and Social Philosophy (IVR), Working Group (ミナス・ジェライス連邦大学(ブラジル)、2013年7月22日)

2. 郭舜「一方的人道的干渉は正当化しうるか—正義の制度的側面からの議論」(北海道大学法学研究科法理論研究会(札幌市)、2013年5月25日)

3. 郭舜「国境を超える正義と国際法」日本法哲学会2012年度学術大会(関西学院大学(西宮市)、2012年11月11日)

4. KAKU Shun, “International Law: A Relief or a Threat to Domestic Law?”, Asian Society of International Law Young Scholars Workshop (シンガポール国立大学(シンガポール)、2012年2月23日)

5. 郭舜「国内法体系から見た国際法定立過程—脅威か福音か?」(北海道大学法学研究科法理論研究会・北海道大学国際法研究会(札幌市)、2011年11月19日)

6. KAKU Shun, “International Law: A Relief or a Threat to Civil Society?”, 25th World Congress of Philosophy of Law and Social Philosophy (IVR), Special Workshop (フランクフルト・ゲーテ大学(ドイツ)、2011年8月16日)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

郭舜 (KAKU Shun)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号: 30431802

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし